

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の規定により越谷市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び団体の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 物の製造及び販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物の再生等を行う事業者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか審議会について必要な事項は、規則で定める。

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会の組織)

第4条 条例第7条の廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)

に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に、専門委員による専門部会を設置することができる。

- 2 専門委員は、審議会委員のうちから、市長が任命する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部リサイクルプラザにおいて所掌する。

(委任)

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。